

## 私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助）交付要綱

平成16年12月 3日 文部科学大臣裁定  
平成20年 7月15日 一部改正  
平成31年 1月25日 一部改正

### （通則）

第1条 私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助）（以下「補助金」という。）の交付については、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「助成法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （趣旨）

第2条 この補助金は、次の各号に掲げる学校を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）に対し、当該各号に定める事業に係る経費の一部を国から交付するものである。

- （1）長期の宿泊を伴う産業教育を実施している私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程） 長期の宿泊を伴う産業教育に関する特色ある教育活動
- （2）広域の通信制の課程を置く私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程） 広域の通信制教育に関する特色ある教育活動
- （3）私立の特別支援学校又は特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に定める学級をいう。）を置く私立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程） 特別支援教育に関する特色ある教育活動

### （補助金の額）

第3条 補助金の額は定額とし、予算の範囲内で交付する。

### （申請手続）

第4条 学校法人が補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による交付申請書を都道府県を經由して文部科学大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事が学校法人から交付申請書の提出を受けた時は、様式第2による交付申請額一覧を添えて当該交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

### （交付決定の通知）

第5条 文部科学大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査のうえ、交付決定を行い、都道府県知事に交付決定額一覧を送付するものとする。

2 都道府県知事は、文部科学大臣から交付決定額一覧の送付を受けた時は、速やかに学校法人に対し、様式第3による交付決定通知書を送付しなければならない。

### （申請の取り下げ）

第6条 補助金の交付を受けた学校法人は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件

に不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、学校法人から前項の規定による書面を受領したときは、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

#### (補助事業の遂行)

第7条 補助事業を行う学校法人(以下、この章において「補助事業者」という。)が、補助事業を遂行するため契約を締結し、支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

#### (事業計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、様式第4による内容変更承認申請書をあらかじめ都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者に交付される国の補助金額に変更をきたすことなく、補助金交付の目的及び条件に違反しない場合において、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合を除く。

- 2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

#### (補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書面を、都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (補助事業の遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その旨を記載した書面を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出の状況について、都道府県知事の要求があったときは、速やかに、様式第5による状況報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第6による実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第13条 都道府県知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定

の内容（第8条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 都道府県知事は、第1項の額の確定を行った場合は、様式第7による確定報告書を文部科学大臣に送付するものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の額の確定を行った場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 文部科学大臣は、第9条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認をした場合及び次の各号に掲げる場合の一に該当するときは、第5条の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、適正化法、適正化施行令若しくはこの要綱又は、これらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- （3）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （4）交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

（補助金の経理）

第15条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 前各条に定めるもののほか、この補助金に係る取扱いに関する細目は、別添「私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助）取扱要領」に定めるところによる。

附 則

この要綱中、高等学校には、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第20条第1項に規定する公私協力学校を含まないものとする。

私立大学等経常費補助金(私立高等学校等経常費補助)  
取扱要領

平成16年12月3日 文部科学大臣裁定  
平成20年7月15日 一部改正  
平成31年1月25日 一部改正

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、私立大学等経常費補助金(私立高等学校等経常費補助)交付要綱(平成16年12月3日文部科学大臣裁定)第16条の規定により私立大学等経常費補助金(私立高等学校等経常費補助)の取扱について定めるものである。

(補助金の減額等)

第2条 学校法人が次の各号の一つに該当する場合で、都道府県から国に意見書の提出があったものについては、原則として、各号に定める金額を減額して交付又は交付しないものとする。

(1) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人の運営の適正な執行を期しがたいもの

その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付

(2) 都道府県からの借入金の償還(利息、延滞金の支払いを含む。以下同じ。)又は公租・公課(私立学校教職員共済組合の掛金を含む。以下同じ。)の納付を6月以上1年未満の期間怠っているもの

当該納付の期間から5月を控除して得た残期間1月につき5%に相当する額を減額して交付

(3) 都道府県からの借入金の償還又は公租・公課の納付を1年以上怠っているもの

補助金の全額を不交付

(4) 破産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財産事情が極度に窮迫しているもの

補助金の全額を不交付

(5) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄付行為に違反したものの

その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付

(6) 経理その他事務処理が適正を欠いているもの

その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付

(7) 「私立大学等経常費補助金」又は都道府県の経常費補助金で不交付・減額等の処分を受けているもの

補助金の全額を不交付

- (8) 前各号に掲げる事由のほか、所轄庁の指導による改善がなされていないもの  
その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付
- 2 学校法人の設置する私立、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「私立高等学校等」という。)が次の各号の一つに該当する場合で、都道府県から国に意見書の提出があったものについては、原則として、各号に定める金額を減額して交付又は交付しないものとする。
- (1) 教職員の争議行為等により教育・研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶもの  
その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付
- (2) 設置後完成年度を超えていないもの  
補助金の全額を不交付
- (3) 当該年度の5月1日現在の在籍幼児児童生徒数の収容定員に対する割合が1.30倍以上のもの  
補助金の一部を不交付
- (4) 教育条件が低いと認められるもの  
その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付
- (5) 前各号に掲げる事由のほか、所轄庁の指導による改善がなされていないもの  
その状況に応じ補助金の一部又は全額を不交付
- 3 前2項各号により補助金の一部を不交付とする場合は、補助金の10%に相当する額を減額して交付するものとし、前2項各号に複数該当する場合は、それぞれの減額率を加算して補助金を交付するものとする。
- 4 国は都道府県に対して、必要に応じて第1項又は第2項に定める意見書の内容の確認及び提出を求めることができる。
- 5 第1項又は第2項に定める意見書が提出されなかった場合においても、学校法人又は私立高等学校等が第1項又は第2項各号に該当すると認められる場合は、国は、当該学校法人又は私立高等学校等に係る補助金の一部又は全額を不交付とすることができるものとする。